



# 成年後見センター もりおか通信

第22号  
2020年3月19日  
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —

〒020-0022 盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館4階)  
認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話/FAX 019(626)6112 発行人:理事長 石橋 乙秀



## あしたのために、今日を生きる。

成年後見事業運営委員会委員長 大沢 英夫

2018年4月より国は成年後見制度の利用を促すために必要とされる様々な関係団体の地域連携ネットワークの中核を担う機関を中核機関として位置付けし、市町村直営又は委託で設置することとしました。

私にとって、衝撃的なことは、国の基本計画で言っている中核機関が担うべき具体的な機能を「成年後見センターもりおか(以下、当法人)」が既に実施していたからです。

改めて、国基本計画を見てみます。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

となっておりますが、充実したホームページ、研修会開催、市民後見人養成講座や当法人の強みと言える「利用者一人に支援スタッフ二人によるチーム支援」、そして専門職団体等の連携を探ってきました。求められる事務局機能も認定NPO法人として実証済みです。

当法人の産声は、2007年8月の勉強会からと聞いています。2008年10月に法人化ですから国基本計画に先立つこと10年前から中核機関としてやるべきことを実践済みです。知的障がい分野に限っていましたがこの先見の明に感嘆です。

盛岡広域管内(盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町)で制度の対象者と推定される2万余人、制度・日常生活自立支援事業利用者4%の850余人の現状に、我が事のように向き合えるのは身上保護を重視し

た法人後見の経験・知識・人とのネットワークを活かせる利用のしやすさを持つ当法人だと自認します。

「誰一人取り残さない」は、SDGs(持続可能な開発目標)の基本理念なのですが、知的障がいを持った方々の財産管理や日常生活支援で共に歩んできた当法人を重ね合わせてまいります。

SDGsの視点を取り入れることは若い方々を当法人へ呼び込む手立てになりそうです。

○表題を「あしたのために、今日を生きる」としましたが、二つの願いを込めています。

1. 人生100年時代ですから、他人事ではなく自分事にあしたは我が身と成年後見の利用促進のカギとなる中核機関を応援したいものです。負担のかからない応援方法は当法人の賛助会員になることをお勧めします。
2. 今、正に、困った、どうしたらよいか分からない時の受皿が中核機関ですから、課題解決力と民間力を活かせる当法人こそ中核機関にふさわしいですね。

知的障がいの方々の成年後見から一般の方々に門戸を広げる困難な道の歩もうとしている石橋理事長はじめスタッフの皆さんにエールを送ります。

## 盛岡広域成年後見センターの設置運營業務を受託する候補者に選定されました

盛岡広域の5市町（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町）が共同して実施する盛岡広域成年後見センターの設置運營業務について、民間にこの業務の受託候補者を選定するため、昨年12月に公募がありました。本会はこの業務受託を希望する申請を行っていたところ、今年1月27日候補者に選定されました。

このセンターとは、高齢化が進み認知症高齢者が増えることが見込まれている中で、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない方々の権利を擁護し生活を支える成年後見制度の利用を進めていく中核機関と呼ばれ、国が全国の市町村に設置を求めてきたも

のです。

「制度のことが分からない」「利用を考えたいがどこに相談したらいいかわからない」「相談してもらい返しにされてしまう」などの課題を解消して、特に「相談から利用まで繋げていく」連続した支援の仕組みを構築していくため、盛岡広域の5市町をはじめ、関係する機関と連携する「地域連携ネットワーク」づくり役割として期待されています。

候補者に選定された後は、2020年（令和2年）4月1日には設置運營業務に関する委託契約の締結が予定され、4月20日（月）には開所式が予定されています。

## 盛岡地域から「市民後見人第1号」が誕生

市民後見人が誕生したのは2019年（令和元年）12月、盛岡地域では初めてのことで。

この市民後見人とは、後見人の担い手が少なく、後見人の養成・確保が叫ばれてきた中、家族や弁護士などの専門職でもない市民が担う後見人のこと。

盛岡市、成年後見センターもりおかは、これまで市民の方に後見人となって支援活動を担ってもらおうとして、市民を対象とした後見人養成講座を開催してきました。このたび後見人として活動するために必要な知識や技術、姿勢を身につけられた養成講座の修了者

の中から、盛岡市からの推薦をもとに家庭裁判所が選任したものです。当面、司法書士の方との二人による複数後見でチームとして支援活動に当たられますが、市民の感覚を活かした細やかな後見活動の実践とともに、地域の方々との相互支援活動にも参画しての活動が期待されます。

尚、盛岡市、成年後見センターもりおかは、市民後見人を養成し確保するため今年度も引き続き、次の市民後見人養成講座を開催しました。

・ 盛岡地域市民後見人養成講座	・ 8月29日～10月31日(50時間)
・ “ 定期研修	・ 12月4日、12月18日
・ “ フォローアップ研修	・ 1月27日、1月28日
・ “ フォローアップ研修 (体験研修)	・ スタッフ会議での体験研修 (11月12日、12月10日、1月14日) ・ 成年被後見人へ訪問(2月10日) ・ 事務報告・報酬付与申立の実務(2月14日)



フォローアップ研修の一場面

## 支援員研修「社会福祉法人カナンの園」ふれあい訪問

2019年(令和元年)11月5日、光がたっぷりの朝、今日はいい天気。この研修にも期待感が増す。9時チャーターしたマイクロバスに参加スタッフ12名のうち、5名乗車し、盛岡城跡公園下を出発。高松の池で5名がさらに乗り、北へ向かう。車内で、カナンの園(以下、園と表現します。)理事長からレクチャー頂き、10時頃岩手町の自動車整備工場に残るスタッフ2名と合流し、ここで働くKT(センターで後見支援している方、以下、ご本人と表現します。)さんとその社長さんを訪ねた。休まず丁寧な仕事ぶりのご本人は充実感がうかがわれ、今朝見た光が重なって見えました。

その後、カナンの園のペットボトル分別工場、缶の分類工場、廃材利用のまき工場などをまわって見ましたが、働いているご本人たちや支援している方々と接する中で、驚くこと感じ入ること多く、奥中山高原全体と一戸町全てが、カナンワールド感でした。12時半、カナン牧場(パン工場)での昼食。いつ・いくら食べても美味しいというコンセプトで、パンを製造。満足・満腹。ク

リスマスのためにシュトーレンの予約も私たちみんなで。食後のデザートのアイスクリーム。薄きみどり色の微妙な美味。レ



タスの色合いでした。さすがレタスの一大産地です。働いているご本人たちとのふれあいはできませんでした。夜明け前から勝負で、昼前には仕事完了なんです。午後、園生活支援センターとの情報交換会。「お互い顔が見える」機会を頂いたことは、私たちの財産になると確信。園の、公の制度・現状を見据えた様々な戦略、逆に、独自の事業実践を基に新たな公の制度創造を働きかけていく姿勢に、感激した次第です。ご多忙のところ園の皆様のお心配り、ありがとうございました。

理事 堀合 聡毅

## 東北ブロックの「権利擁護支援従事者研修」を開催

2019年(令和元年)10月27日、全国権利擁護支援ネットワーク主催の東北ブロック研修を、成年後見センターもりおかが現地事務局となって開催しました。

研修会の基調講演「成年後見制度における身上保護の内容と考え方」をテーマとして上山 泰先生(新潟大学法学部教授)からお話をいただきました。身上保護を重視した成年後見のあり方が問われているいま、参加者の関心の高さが伺われました。また、パネルディスカッションでは、「身上保護一人を支えるための制度として機能するために」について、成年後見センターもりおからは高橋理事がパネラーとして参加し、3人のパ

ネラーから実践報告があり、権利擁護支援従事者との交流の機会ともなり楽しい一日となりました。



## 成年後見制度「意思決定支援」講演会の開催

成年後見制度「意思決定支援」

身上保護を重視した後見支援とは」

講師 いけだ権利擁護支援ネット代表

池田 恵利子 先生

2019年(令和元年)11月23日の講演要旨から。

成年後見は財産管理だけではなく、本人の意思、意向を尊重し反映した身上配慮(監護)、自己決定を保証していく姿勢=意思決定支援での関わりが大前提である。その基本視点は本人中心主義(Person Centred)である。

・あらゆる人が自分で決定し、自分の人生を決める権

利を持っている=意思決定の中心に本人がいるか  
・本人が自己決定するための環境・十分な時間・本人が理解しやすいかたちで情報・選択肢を提供されているか

後見人は常に自問自答すること

そして、被後見人の、その人らしい日々の生活、人生をさいごまで支える(権利擁護)

・制度のサービスやお金は「ある」だけでは、本人は使えない。人それぞれの価値観や幸福感 その人なりの人生(意思・健康・認知・財政)をその人の権利実現への支援として支える、だから、どんな後見人がつくかがとても重要なのだ



2019年(令和元年)7月12日、相鉄線上星川駅前の小さな食堂に今回の訪問者4名(赤羽、吉田、齊藤、高橋)が揃いました。皆、地理に不慣れでしたので、当初は上星川駅で待ち合わせの約束でしたが、偶然全員が昼食に同じ食堂を選び無事集合となりました。

「よこはま成年後見つばさ」は判断能力の不十分な方々の権利擁護を目的に、成年後見制度の利用相談、申立支援及び法人後見を行う団体として、2011年10月12日にNPO法人として発足しました。メンバーは横浜市社会福祉職OB等で福祉事務所などのソーシャルワーカーとしての豊富な経験があります。「もし、足が弱くなったら杖の助けを借りるように、もし判断能力が不十分になったら、成年後見人等のサポートが必要です。つばさでは、『誰にも等しく権利擁護』を基本に生活の質を大切に成年後見を行ってきました。一人の力は小さくても輪を広げつばさを広げ、夢に向かって羽ばたこうと熱い願いを込めて名付けました。」と、パンフレットに名前の由来を記されています。1時から3時頃までの予定を超えて夕刻まで、所長、スタッフの皆さんが熱く事業の内容を語っ

てくださいました。名前の由來說明のように、80名のスタッフの内4割が、横浜市の福祉事務所等で勤務されていた福祉の多様な分野の方々(MEW、地域包括センター職員、ケアマネージャー等)でソーシャルワーカー(専門職)の経歴を持つ、正にプロの団体の印象でした。

私共と同じ思いで、身上保護を重視する後見を特徴として現在80人を受任。本人の判断による「本人申立て」を重視する等の姿勢にも学ばされました。

また、「つばさ」を利用した保護者からの寄付を基に「つばさ基金」を創設し、生活保護者のクーラー購入を助けたり、事実上市町村申立てに限定されている、成年後見制度利用支援事業に充当しておられ、当法人にもこうした制度があればと羨ましいことでした。尚、「中核機関となる予定はないが、後見の「小規模多機能機関」の設置が必要として、身近な地域に成年後見制度の利用について支援する機関が整備されるように、横浜市に提言している。」とのことで、盛岡広域の中核機関を目指す当法人としては、大変参考となる思いにも触れることが出来ました。



大切なお知らせ

賛助会員・寄付者を募集しています

本会は、社会貢献活動として成年後見制度が広く活用されるよう相談、申立相談などの活動を行っています。活動を支えていただく賛助会員・寄付者を広く募集しています。

- 会費は、一口3,000円です。
- ご支援をいただける方には、「払込取扱票」を送らせていただきます。